



令和5年12月25日

報道関係者 各位

市川市 文化国際部
部長 森田 敏裕

「東山魁夷邸に係る所有権確認等請求事件」の判決の確定について

標記の訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）について、上告人兼上告受理申立人（第1審被告）の上告等に対し「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」という決定（令和5年12月13日付け最高裁判所第三小法廷）がありました。これにより、本市の請求が認められた本件訴訟の控訴審判決が確定しましたので、お知らせいたします。

なお、12月27日（水）午前10時から、第1庁舎1階ファンクションルームにおいて記者会見を開催いたします。

記

1 本件訴訟の概要

故東山魁夷画伯の妻（故人）から生前に寄附を受けて本市が所有する不動産（東山魁夷画伯邸の土地・建物）について、故東山画伯の妻の相続人7人に対する不実の所有権移転登記がなされていることが判明したことから、当該相続人に対し、当該不動産は本市の所有であることの確認及び真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をするよう、令和2年8月31日付けで本市から東京地方裁判所に訴えを提起したものの。

本件訴訟のうち、相続人5人については本市の請求を認めることで第1審の段階で確定していたが、残りの2人（相続人A・B）については控訴審の判決を不服として上告していたもの。

2 本件訴訟の控訴審の判決の概要

主文（抄）

- ・相続人Aの控訴を棄却する。
- ・市川市の控訴に基づき、市川市と相続人Bの間の原判決を取り消す。
- ・市川市と相続人Bとの間において、市川市が別紙物件目録記載の土地及び建物（東山魁夷画伯邸の土地・建物）につき所有権を有することを確認する。
- ・相続人Bは、市川市に対し、別紙物件目録記載の土地及び建物につき真正な登記名義の回復を原因とする持分全部移転登記手続をせよ。

理由（抄）

裁判所（東京高等裁判所）は、市川市の請求は全部理由があるものと判断する。すなわち、

- ① 故東山画伯の妻は、意思能力を有してその意思に基づき、市川市に対し東山画伯邸の土地・建物に係る寄附申出をし、
- ② 故東山画伯の妻が相続人B氏に対して東山画伯邸の土地・建物や故東山魁夷画伯の著作権等を贈与することを内容とする贈与契約書は偽造されたものである

と判断するものである。（裁判所の判断の概要等は別紙参照）

以上

【問い合わせ】

文化国際部 次長 吉田 一弘

TEL 047-712-8557

第1 本件訴訟に係る主な経緯

平成11年5月6日	東山魁夷画伯逝去（享年90）。画伯の遺産は、全て妻であるC氏が相続した。
平成15年12月15日	「東山魁夷記念館建設等に係る覚書」（市川市・C氏間。注1）締結
平成17年10月10日	相続人の1人（以下「相続人B」という。）が存在を主張する「贈与契約書」（C氏・相続人B間。本件訴訟の控訴審判決では偽造されたものと判断。注2）締結
平成17年10月31日	C氏、病気で倒れる。
平成17年11月12日	東山魁夷記念館開館
平成19年3月1日	「寄附申出書」（C氏 ⇒ 市川市。相続人Bはその作成に立ち会う。）（注3）
平成19年8月7日	「土地・建物の受領について」（市川市 ⇒ C氏）
平成28年12月11日	C氏逝去（享年98）
平成31年2月21日	東山画伯邸の土地・建物について、平成28年12月11日（C氏逝去の日）、相続を原因とし、C氏の相続人7人に所有権を移転する所有権移転登記を受付
令和2年8月31日	市川市、本件訴訟を提起（同年9月議会に訴えの提起に係る専決処分の議案を提出）
令和3年11月30日	本件訴訟について、相続人5人に係る第1審判決の言渡し（東京地方裁判所 口頭弁論8回 市川市勝訴・確定）（注4）
令和3年12月21日	相続人Aに係る第1審判決の言渡し（東京地方裁判所 口頭弁論8回 市川市勝訴 ⇒ 相続人A控訴）
令和4年2月8日	相続人Bに係る第1審判決の言渡し（東京地方裁判所 口頭弁論8回 市川市敗訴 ⇒ 市川市控訴）
令和5年4月27日	控訴審判決の言渡し（東京高等裁判所 口頭弁論6回 市川市勝訴 ⇒ 相続人A・B上告等）
令和5年12月13日	相続人A・Bについて上告を棄却する等の決定（最高裁判所第三小法廷） 控訴審の市川市勝訴判決が確定

注1 「東山魁夷記念館建設等に係る覚書」 東山画伯邸の画伯アトリエを保存する「資料館」と東山画伯の作品等を展示する「展示館」からなる「東山魁夷記念館」を建設するため、東山画伯邸の土地・建物を市川市に譲り渡すことなどを取り交わしたものの。

注2 「贈与契約書」 東山画伯邸の土地・建物、東山画伯の著作権、C氏の金融資産等をC氏から相続人Bに死因贈与する旨の契約書

注3 「寄附申出書」 C氏が、東山画伯邸の土地・建物を市川市に寄附することを申し出たもの。なお、東山画伯邸の土地・建物の受渡し時期については、生活上、住居の用を必要としなくなった時という停止条件が付されている。この文書は、本件訴訟において市川市が東山画伯邸の土地・建物の所有権を有することの根拠となるもの。

これを受けて、平成19年8月7日に、市川市は「土地・建物の受領について」と題する文書をC氏に交付している。

注4 本件訴訟は、第1審では相続人A、相続人B及びこれら2人の相続人以外の相続人5人の3つの弁論に分離されて審理され、控訴審では相続人A及び相続人Bの弁論は併合して審理された。

第2 本件訴訟の控訴審判決における争点と東京高等裁判所の判断の概要

1 争点1（本件寄附申出書は真正に成立したか）について

本件寄附申出書（第1の注3の「寄附申出書」）のC氏名下の印影はC氏の実印によるものと認められるから、本件寄附申出書は民訴法228条4項により真正に成立したものと推定される。

C氏は従前から市川市に対して本件物件を無償譲渡（寄附）するとの意向を有し、相続人Bを含めて周囲の者もこのようなC氏の意向を認識していたこと、かつ、本件寄附申出書は、C氏的意思に基づいて作成されたものと認められる。

以上によれば、本件寄附申出書は真正に成立したものと認められる。

2 争点2（C氏は本件寄附申出当時意思能力を有しなかったか）について

C氏は、平成18年2月の（病気による入院からの）退院後、一定の意思疎通が可能であり、基本的な理解力や判断能力を有していたものと認め

られる。

3 争点4（本件寄附契約の停止条件が成就したか）について

本件寄附申出書には、本件物件を生活上住居として使用する主体が誰であるかについては明示されていない。

しかし、本件寄附申出は、C氏が主体となる意思表示であり、かつ、現にC氏がその所有に係る本件物件に居住しているのであるから、生活上住居として使用する主体は、C氏であることはその趣旨から明らかであり、他方、その主体にC氏以外の者を含ませるのであれば、その旨を明示するのが通常であるが、上記のとおりその記載はされていない。そうすると、本件寄附契約に付された本件停止条件にいう本件物件を生活上住居として使用する主体は、C氏に限られると解される。相続人Bらは、この主体には相続人Bも含まれ、相続人Bは現在も本件物件に居住しているから本件停止条件は成就していない旨を主張するが、これを採用することはできない。

そして、C氏が、平成28年に死亡したことにより、本件停止条件は成就したと認められる。

4 小括

以上によれば、争点3（相続人BはC氏の代理人として本件寄附申出をしたか）の検討をするまでもなく、市川市は、平成28年12月11日（C氏逝去の日）、本件寄附契約に基づき本件物件の所有権を取得したことが認められる。

5 争点5（本件贈与契約書等は真正に成立したか）について

本件贈与契約書等（本件贈与契約書（第1の注2の「贈与契約書」）とこれに添付された「補足事項」と題する書面（以下「本件補足書面」という。）を合わせたものをいう。以下同じ。）のC氏名下の印影はC氏の実印によるものと認められるから、本件贈与契約書等は民訴法228条4項により真正に成立したものと推定される。

市川市は、本件贈与契約書等は相続人Bらが平成30年12月頃ないし平成31年1月頃に偽造した文書であり、本件贈与契約は成立していない旨を主張するので、以下検討する。

本件贈与契約書等は、通常であれば、相続人Bがその作成及び存在を認

識していかるべきものである。

ところが、相続人Bは、次のように説明する。

- ① 平成17年10月31日にはC氏が病気で倒れ、平成18年には叔母、祖母及び母親が相次いで死亡したほか、C氏の世話や日々の事務処理に忙殺されたこと等から、平成31年1月にC氏の自宅1階応接室の本棚にあった亡Dの写真集の奥付の部分から偶然発見するまで、本件贈与契約書等を作成したことやその存在を失念しており、
- ② 現在においても、本件贈与契約書等がどのような経緯で作成されたかの過程や、本件贈与契約書等の作成時の状況については記憶がない
- ③ 平成17年10月31日午後4時頃に亡DがC氏の自宅に訪れ、1階の応接間においてC氏と相続人Bのみが対応していたが、同日午後5時半頃にC氏が相続人Bの目前でソファに座ったまま亡Dに倒れかかって、亡Dが30分くらい抱いていたが、以後、自身（相続人B）と家政婦がC氏を1階の寝室に運び、その後救急車でJ病院に運ばれたことは記憶しており、
- ④ その間に応接間において、相続人Bも、自身ではその存在も知らないが、「財団法人事務局相続人B」との印章による押印をするなどして、本件贈与契約書等が作成されたと思う

しかし、相続人Bの上記の説明は、次のとおり、信用することができない。

- ① 相続人Bは、平成17年10月31日午後4時頃に亡DがC氏の自宅に訪れ、1階の応接間においてC氏と相続人Bのみが対応していたことの記憶があり、また、5時半頃にC氏が相続人Bの目前でソファに座ったまま亡Dに倒れかかって、亡Dが30分くらい抱いていたが、以後、自身（相続人B）と家政婦がC氏を1階の寝室に運び、その後C氏が救急車でJ病院に運ばれたことは記憶しているのに、その間に、自らも押印して本件贈与契約書等が作成されたと思うが、その事実を思い出すことはなく、現在においても記憶がないというのは、不自然極まりない。
- ② 相続人Bは、現在においても、本件贈与契約書等がどのような経緯で作成されたかの過程について記憶はないと供述し、かつ、自らの手帳の記載から、平成17年9月30日午後2時に亡DがC氏の自宅に訪れた

際、及び同年10月10日に亡D及び亡E（本件贈与契約の執行者とされている者）がC氏の自宅に訪れた際には、自らも同席したと思うが、その際に本件贈与契約書等に関するやりとりがあったかは記憶がないと供述しつつ、他方では、関係資料から推測して、同年9月30日には、亡Dを交えて本件贈与契約書の記載内容に関するC氏による最終確認作業が行われたと思われ、同年10月10日に本件贈与契約書に押印がされる予定であったが、おそらく、C氏は、その場で本件補足書面に記載されている内容を書面の形で明記することを希望したため、急きよ、当日に予定されたC氏の押印は延期され、その後、亡Dが同月14日頃に本件補足書面を作成して、同月31日の夕方、C氏、相続人B及び亡Dが、本件贈与契約書等に押印したと思われると供述する。仮に、相続人Bが推測するような上記事実があったとすれば、このような経緯を一切思い出すこともなく、現在においても一切記憶していないというのは、不自然極まりない。

- ③ 相続人Bは、本件贈与契約書等作成直後であるはずの平成17年12月(叔母、祖母及び母親が相次いで死亡したのは翌平成18年である。)、C氏の実弟Fや亡Gに対し、H社（C氏が東山画伯の遺産の承継の在り方を相談していた会社）のI（H社の社員。当時。その後H社を退職）とともに東山画伯の遺産承継に関して財団法人の設立やC氏の遺言書の作成を提案するなどしたが、その際なども含めて、Iを始め誰に対しても、平成17年9月、10月頃に、C氏、亡D、亡E及び相続人Bが関与して、本件贈与契約等の作成に向けた動きがあり、実際に平成17年10月31日にC氏、亡D及び相続人Bが関与して本件贈与契約を作成した事実があったと告げたことはなく、平成31年1月25日頃に相続人Bが偶然にも本件贈与契約書等を発見したとして、その時初めて、相続人Bがその存在等を周囲の者に言及し、それを開示したものである。これらの経緯も、不自然極まりない。

以上①から③までの検討を踏まえると、本件贈与契約書等は、平成17年10月31日には作成されておらず、相続人Bが、平成31年1月25日頃に本件贈与契約書等を発見したと周囲の者に言及した前頃に、自らが東山画伯の遺産の承継に関して主導権をとりたいがために、関係資料を基にして、

これを偽造したものと推認するのが相当であり、本件贈与契約書等は真正に成立したものとはいえない。

他に本件贈与契約が締結されたことを認めるに足りる証拠はないから、相続人Bが本件贈与契約に基づき本件物件の所有権を取得したとは認められない。

第3 関連訴訟について

現在、本件訴訟に関連して、次の訴訟が係争中である。

所有権移転登記抹消登記手続請求事件

本件訴訟について、令和3年11月30日、東京地方裁判所において、相続人5人との間では市川市の主張を認める旨の判決が言い渡されたことから、市川市はこれら相続人の持分に係る所有権移転登記を行った。その後令和4年2月8日、市川市と相続人Bとの間の本件訴訟の第1審では、相続人Bが存在を主張する「贈与契約書」（上記第1の注2参照）が有効なものと判断された（なお、本件訴訟の控訴審では、上記第2記載のとおり、当該「贈与契約書」は相続人Bが偽造したものと推認されると判断された。）。

このことを受けて、相続人Bは、千葉地方裁判所に、市川市を相手どり、当該不動産の所有権を相続人Bが単独で有しているなどと主張して、当該所有権に基づく妨害排除請求権の行使として市川市が行った所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴訟を提起したものの。

9回の口頭弁論を経て、令和6年3月12日に判決言渡しの予定である。